

特養などの入所者、外泊時でもサービス利用可能へ障がい者対応の促進も

15日の社会保障審議会介護給付費分科会では、厚生労働省が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、特養）に関し、障がい者の受け入れの促進を目指し、基準などの変更案を示した。また、自宅などに外泊した利用者に、特養からサービス提供した場合も報酬で評価する仕組みの導入も提案した。これらの提案に対し、委員から強い反対意見はなかった。いずれも2018年度の介護報酬改定に反映される見込みだ。

特養や介護老人保健施設（老健）の入所者は、自宅などで外泊する際、介護保険の給付対象となる居宅サービスを受けることはできない。そのため、日常的に介護が必要な人が一時的に自宅に戻るのには難しいのが現状だ。厚労省ではより柔軟なサービス利用を実現するため、外泊している利用者に特養や老健からサービス提供を行った場合、介護報酬で評価することを提案した。

案では、▽報酬で評価できるのは一カ月で6日が限度▽外泊初日と最終日は評価の対象にしない▽外泊する利用者に新たな評価を算定する間は、特養や老健の基本報酬は算定できない—などの要件も示された。

また厚労省は、外泊している人へのサービス提供については、特養や老健の職員が出向くケースに加え、訪問介護などの居宅サービスなどについても、施設側が業務を委託することで利用することもできるとした。利用者のケアマネジメントについては、外泊中であっても施設のケアマネジャーが担うことになる。

■「障害者生活支援体制加算」「個別機能訓練加算」は拡充へ

また、厚労省は特養での障がい者の受け入れを促進するため、「障害者生活支援体制加算」を拡充する案を示した。具体的には、次の案を示した。

(1)「障がい者を15人以上」としてきた加算の要件に「入所者総数の30%以上」を加える。

(2)「入所障がい者数が入所総数の50%以上」「もっぱら障がい者生活支援員としての職務に従事する常勤職員を2人以上配置する」などの要件を満たす場合、より手厚く報酬上で評価する。

このうち(1)は、15人の受け入れは難しい小規模の施設を特に意識した要件だ。

さらに厚労省は、入所者の自立支援と重度化防止を目指し、「個別機能訓練加算」に新たな要件を設ける方針も示した。新たな要件は次の通り。なお、特定施設入居者生活介護でも同じ方針で加算を見直すとしている。

・訪問・通所リハビリやリハビリを実施している医療提供施設の理学療法士らや医師が特養を訪問し、その職員と共同でアセスメントを行った上で、個別機能訓練計画を作成する。

・機能訓練指導員や看護職員、介護職員、生活相談員らが共同で個別機能訓練計画に基づき、計画的に訓練を実施する。

■定員30人の小規模特養など報酬引き下げ提案

一方、厚労省は定員30人の小規模介護福祉施設（小規模特養）などの基本報酬について、削減の方向で見直す案を示した。

小規模特養の基本報酬は、他の規模の特養に比べてやや高めに設定されている。過去の介護事業経営実態調査を踏まえての設定だが、厚労省では、現状では、その設定は必要ないと判断。次のような提案を同分科会に示した。

・既存の小規模介護福祉施設と経過的地域密着型介護福祉施設（05年以前に開設した定員26~29人の施設）は、一定の経過措置の後、通常の介護福祉施設の基本報酬に統合する。

- ・旧措置入所者介護福祉施設は18年度から特養か小規模特養の基本報酬に統合する
- ・18年度以降に新設される小規模特養の報酬は他の特養と同様とする。

この案に対しては、田部井康夫委員（認知症の人と家族の会理事）が、実現に強く反対したものの、他の委員は大筋で了承した。

ケアマネジメント オンライン